安心と安全のセカンドライフのために

小田急社友会・団体保険のおすすめ 団体総合生活補償保険(MS&AD型)

保険期間 令和7年6月1日午後4時~令和8年6月1日午後4時(1年間)

PDF ファイルの「団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット別冊」を必ず下の二次元コードからダウンロードまたは印刷いただき、あわせてお読みください。

この制度で、被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲については、パンフレット別冊9ページをご覧ください。



ご加入いただいております"小田急社友会" 団体保険 (6月1日始期) は、加入者数の減少を受け、次年度契約の満期である令和8年6月1日を以って廃止させていただき"小田急グループ"団体保険 (10月25日始期) へ統合いたします。詳細はパンフレットP1をご確認ください。

団体割引20%適用(※)!!

(※)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が 適用されます。

申込 締切日

令和7年4月18日(金)

加入申込票、預金口座振替依頼書が提出先に到着する日

加入申込票 提出先

株式会社小田急保険サービス

新規加入、加入内容変更(脱退含む)をご希望の方は、申込締切日までに必ず加入申込票をご提出ください。

保険料の払込方法

●保険料払込方法:令和7年8月26日頃に、ご指定の口座から引き落としさせていただきます。(一時払)

O

自動継続の取扱い

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

前年からご加入で加入内容を変更希望の方は、加入申込票に変更後の全内容(同一条件ご継続分も含めます。)をご記入ください。

「団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット別冊」は、書面ではなく WEB (PDF ファイル) での配布となりました。このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項(「注意喚起情報」)、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードに掲載しています。保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、「団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット別冊」(PDFファイル)をご自身の端末に保存いただくか、印刷し、保管いただきますようお願いいたします。



WEB (PDF ファイル) によるご提供を希望されない場合、あるいは WEB (PDF ファイル) の閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

ご加入・変更手続き等は加入申込票より実施ください。

代理店・扱者

株式会社小田急保険サービス

〒252-0303 神奈川県相模原市南区相模大野3-8-1 相模大野ステーションスクエア B 館 9 階

TEL:0120-15-1831

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第三部 第四課 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 TEL:03-3259-4010 FAX:03-3259-7306

小田急グループ共済組合

小田急社友会・団体保険の概要



- 1 入院・通院は1日目から補償!
 - ◆ケガの場合は万一の入院はもちろん、通院だけでも1日目から 補償が受けられます。
 - ●日帰り入院も補償され、短い入院でも安心です。
 - ●更に最初の7日間は傷害入院保険金日額または傷害通院保険金日額の 2 倍をお支払いします!
- 自転車事故などによる「賠償責任」はご家族(※1)も補償! 負担の大きい示談交渉(※2)もお引受け!

(個人型 A・B・C・J・Kセット 夫婦型 D·E·F·L·Mセットにご加入の場合)

(※1)配偶者、本人または配偶者と同居の親族、別居の未婚のお子さまも補償の対象です。

詳細はパンフレット別冊4ページをご覧ください。

(※2)日本国内において発生した賠償事故が対象です。

詳細はパンフレット別冊 10 ページをご覧ください。

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする 津波(天災危険)によるケガもしっかり補償!



携行品損害を補償(個人型でC・Kセットにご加入の場合のみ)

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、被保険者が住宅外で携行している身の回り品 (カメラ、衣類、レジャー用品等) に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

制度廃止のご案内グ



"小田急社友会"団体保険(6月1日始期)は、 次年度契約の満期である令和8年6月1日を以って廃止させていただき "小田急グループ"団体保険(10月 25日始期)へ統合することとなりました。

ご加入いただいております"小田急社友会"団体保険(6月1日始期)につきまして、 加入者数の減少を受け、次年度契約の満期である令和8年6月1日を以って廃止させていただき、 "小田急グループ"団体保険(10 月 25 日始期)へ統合することとなりました。

次年度契約満期時(令和8年6月1日)の小田急グループ団体保険(10月25日始期)への 移行手続きにつきましては、小田急保険サービスより別途ご案内いたします。

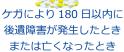
上記統合に先駆け、小田急グループ団体保険(10月25日始期)へ切替いただくことも 可能です。切替をご希望される方は小田急保険サービスまでご連絡ください。

補償内容

この保険は、ケガの保険です。 次のような場合に保険金をお支払いします。









ケガで 入院したとき



ケガで手術を 受けたとき



(注) ケガのみセットのため、病気の補償はありません(J、K、L、M の各セットの場合、特定感染症は補償されます)。 補償内容は下表でご確認ください。

個人型(加入申込票に記名の方(ご本人)(※1))

	セット		ケガのみ				
補償項			В	С	J	K	G
	傷害死亡·後遺障害保険金額 ^(※2)	420 万円	571 万円	615.5 万円	571 万円	615.5 万円	203 万円
傷	傷害入院保険金日額	2,500 円	4,000円	8,000円	4,000円	8,000円	2,500 円
傷害保険金	傷害手術保険金	①入院中に受けた手術の場合… [傷害入院保険金日額] ×10 ②①以外の手術の場合… [傷害入院保険金日額] ×5					
	傷害通院保険金日額	1,500 円	2,500円	3,000円	2,500円	3,000円	1,500円
	日常生活賠償保険金額(※1)	1 億円	1 億円	1 億円	1 億円	1 億円	_
	携行品損害保険金額 ^(※3) (免責金額 3,000 円)		_	15 万円	_	15 万円	_
	特定感染症危険補償		_	_	0	0	_
	年払保険料		21,100 円	27,890 円	22,480 円	29,900円	10,220 円

夫婦型(加入申込票に記名の方(ご本人)とその配偶者(※1))

1-12 1116	セット 補償項目 (1 人あたり)		ケガのみ				
			Е	F	L	M	Н
	傷害死亡·後遺障害保険金額 ^(※2)	211 万円	189.5 万円	98 万円	189.5 万円	98 万円	61 万円
傷	傷害入院保険金日額	2,000円	4,000円	6,000円	4,000円	6,000円	2,000円
傷害保険金	傷害手術保険金	①入院中に受けた手術の場合… [傷害入院保険金日額] ×10 ②①以外の手術の場合… [傷害入院保険金日額] ×5					
	傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	2,000円	3,000円	1,000円
	日常生活賠償保険金額(※1)		1 億円	1 億円	1 億円	1 億円	-
	特定感染症危険補償		_	1	0	0	-
	年払保険料(夫婦2人分)		25,620 円	33,600 円	27,880 円	36,910円	11,410円

- (※1)日常生活賠償保険金は、「個人型」「夫婦型」の名称にかかわらず、ご家族も補償されます。 詳細はパンフレット別冊4ページをご覧ください。
- (※2)傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
- (※3)携行品損害保険金の損害額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。
 - (一部5万円限度のものもございます。詳細はパンフレット別冊5ページをご覧ください。)
- ●上記には「天災危険補償特約」および「傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約」がセットされます

お手続き方法について

手続き区分	手続き方法
新規加入をご希望のお客さま	小田急保険サービス(0120-15-1831)までお問合わせください。 お手続きに必要な書類を送付いたします。
継続のお客さま (前年のプランから変更なし)	前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続となります。 団体傷害保険加入申込票のご提出は不要です。
継続のお客さま (前年の加入内容から変更あり)	団体傷害保険加入申込票の手続き区分「内容を変更する」に〇をつけて変更 後の内容をご記入いただき、ご署名の上、小田急保険サービスまでご提出く ださい。
継続をご希望されないお客さま	団体傷害保険加入申込票の手続き区分「継続加入しない」に〇をつけてご署 名の上、小田急保険サービスまでご提出ください。

その他

- (1) 住所(表示)変更された方は、加入申込票のご住所欄を訂正のうえ、ご提出ください。
- (2) 加入者証につきましては、後日申込人住所へご送付申し上げます。

保険金のご請求について

保険金請求 WEB をご利用ください。

【WEB で保険金請求ができる場合】

- ①ケガをしたご本人(未成年者の場合は親権者)の手続きであること。
- ②治療が終了していること。
- ③保険金の振込指定口座がご本人名義であること。

①②③を満たしていても次の場合は追加で書類のご提出が必要です。

保険金お支払いセンター担当者からご連絡します。

- ・保険金の請求額が30万円を超える場合
- ・医療機関等への照会が必要な場合
- ・その他、請求にかかわる書類が必要な場合

お手続きはこちらから↓



【ご注意いただきたいこと】

本制度は福利厚生制度の一環として運営しておりますが、今後も安定して制度を維持してい く観点から、著しく保険金請求頻度が高い加入者につきましては、次回継続時に加入内容の 変更や引受けの見合わせをお願いする可能性がありますので、あらかじめご了承願います。

団体総合生活補償保険(MS&AD型) パンフレット別冊

同時にお渡しするパンフレットと併せてお手続きの前にご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、お申込みください。 なお、パンフレットとこの別冊は保険 期間終了まで必ずお手元に保管ください。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、7ページ~8ページの「用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

	保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	傷害死亡保険金 ★ 傷害補償(MS & AD 型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ
傷害保険金	傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償(MS &AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	(注1)政府労災保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払いします。 (注2)被保険者が事を超えて、引受を含めて180日を含めて180日を超えて、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を言る状態にある場合は、引受を含めて181日目におけるを認定して、傷害後遺障害※の程度を認定して、傷傷、金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害に対する保険金をお支払いした後遺障害保険金をお支払いした傷害後遺障害保険金をおよび通院保険金別補償特別によりお支払いした傷害後遺障害保険金額がほ産となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害保険金額が限度となります。	●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危 険等免責に関する一部修正特約により、 保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症 候群※、腰痛その他の症状を訴えて学的他覚所見のないもの※ ●入浴保険金を支払うべきケガによりる医学的他覚の弱水※(ただし、引受保険発生した場合には、保険金をも、誤嚥(えん)※によって発生した場合には、保険金をお表した場合には、保険金をお表した場合によっ。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ を乗れまびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害入院保険金 ★傷害補償(MS &AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	(注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数(注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	

	保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS &AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※(180日)中に手術※を受けられた場合	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術の場合 [傷害入院保険金日額] × 10 ②①以外の手術の場合 [傷害入院保険金日額] × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいず金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたってのみ手術についてのみ手術の開始日についてのみ手術にもあとします。 ③医科診療報酬におるものとします。 ③医科診療報酬されるものとしたものよりに該当するでの開始に対している場合を受けたものとします。 ④医科診療、過間でもいてのよりに対している。 ④医科診療、過程でもよりにあるとしますのの分番号には対している。被保険者が有いている。を受けた場合を受けたもの計算があるととする。 「会話が、自ののよりには、は、といるというというというというというというというというというというというというというと	(前ページと同じ)
	傷害通院保険金 ★ 傷害補償(MS & AD 型)特約	保険は、い骨靱傷被部す※りをた日傷もまはた場態い、い骨靱傷被部す※りをた日傷もままが、場際には、、(毎・1)をは、近のたが、通いので、のが、のと、ののだが、のと、がのたが、がいるのが、のと、が、過いので、のが、のが、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数(注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院なれた場合は、傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
に害 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	保険期間中に特定感染症※ を発病※し、発病の日からその 日を含めて180日以内に後遺 障害※が発生した場合	(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症※による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が発病※の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害保険金を認定して、特定感染症による後遺障害保険金を設支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害変染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害・後遺障害保険金がある場合は、傷害・後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金がある場害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金が、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、傷害死亡・後遺障害保険金が、	●保険契約者、被保険者またははあります。 ・保険契約者、被保険者を受けなるの発病によるの発病がある。 ・関争行為によるの発病がある。 ・関争行為によるの発病がある。 ・大学による特別を変変を変変を変変を表する。 ・大学によるには、すりである。 ・大学によるには、またによるが、またにより、またによるが、はるの発症を、のを変変を、 ・大学によるを特別となるには、またによるが、またによるが、またには、またによるが、 ・大学による特別で感えない。 ・大学による特別であるが、またによるが、またによる特別である。 ・大学による特別であるが、またによるが、またによるが、またによる特別である。 ・大学による特別であるが、またによるが、またによるが、またによる。 ・大学によるを特定のが、またによるが、またによるが、またによる。 ・大学によるを特定による。 ・大学によるを特定になる。 ・大学によるが、またによるが、またによるが、またによる。 ・大学によるを特定によるが、またによる。 ・大学によるを特定になる。 ・大学によるが、またによるが、またによるが、またによる。 ・大学によるを特定による。 ・大学によるを特定になる。 ・大学によるが、またによる。 ・大学によるを特定になる。 ・大学によるを特定になる。 ・大学によるを特には、またには、またには、またには、またには、またには、またには、またには、また
に 神 は は は は は は は は は は は は は	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下います。) ①入院※した場合 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	(注1)感染症入院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症※を発病※した日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数・1回の特定感染症の発病に基づく感染症入院について、特定感染症による入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の感染症入院の日数(注2)傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中さらに特定感染症による入院保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合、特定感染症による入院保険金を割支払いりません。(注3)特定感染症による入院保険金を割支払いしません。(注3)特定感染症による入院保険金を割支払いりません。(注3)特定感染症による入院保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてお支払いしません。	払対象となります。)
に 検 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その特定感染症のため通院※された場合(以下、この状態を「感染症通院」といいます。)	(注1)感染症通院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症※を発病※した日からその日を含めて 傷害通院保険金の支払対象期間※(180日)が満 了した日の翌日以降の感染症通院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく通院について、特 定感染症による通院保険金を支払うべき日数の合 計が傷害通院保険金の支払限度日数※(90日)に 到達した日の翌日以降の感染症通院の日数 (注2)傷害入院保険金または特定感染症による入院保 険金をお支払いする期間中に通院された場合は、 特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に 該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金をがを扱いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日保★ 常僚日賠 信 (資)	① 保険イ人では、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 一 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※(0円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、不談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者が自出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ぐださい。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険名よんでは、 ・ 保険をある情報を表しています。 ・ 保険のの方法を関する。 ・ では、 ・ で

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携保★ ☆ 行废 携害約新特品償セ 请 品償 保携害用	保険期間中の偶然なより、場合とは、 (金)により、場合(*1)に持った。 (本1)に持った。 (本1)に持った。 (本2)に対し、などのである。 たが、 (本2)に対象が、 (本2)に対象が、 (本2)に対し、 (本2)	担害の額	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

保険金のお支払いについて

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約 (自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。
傷害入院保険金および傷害 通院保険金の7日間2倍支払 特約(自動セット)	 傷害入院保険金または傷害通院保険金をお支払いする場合に該当した期間の入院※または通院※の最初の7日間に対して、傷害入院保険金または傷害通院保険金の2倍の額をお支払いします。 (注1)1回の事故で入院、通院の両方がある場合には、合計で7日間までが2倍支払いの対象となります。なお、傷害入院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガ※をされた場合でも、2倍のお支払いをする日数は最初の傷害入院保険金をお支払いする場合に該当した日から起算します。 (注2)ご加入されたご契約に傷害入院保険金または傷害通院保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約がセットされている場合は、この特約により支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額とします。
	同様の取扱いとなる保険金
	・特定感染症による入院保険金・特定感染症による通院保険金
夫婦型への変更に関する特 約(D、E、F、L、M、Hセット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

補償対象外となる運動等/補償対象外となる職業/補償対象外となる主な「携行品」

補償対象外となる運動等

山岳登はん(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

- (*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
- (*2)グライダーおよび飛行船は含みません。
- (*3)職務として操縦する場合は含みません。
- (*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船的(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。)およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)・帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

	用語	説明
あ	N. II. III.	
	医学的他覚所見の	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像
	ないもの	検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
	医師	被保険者以外の医師をいいます。
か		
	ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬件コルセット、創外固定器、その他
	•	医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(け
		い)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
	競技等	競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを
	加以大寸	一合みます。
		- ロッカッ。 - (*)いずれもそのための練習を含みます。
	頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
	773	「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づ
		かないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作 用でないこと」を意味します。
		「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒
		②ウイルス性食中毒 (*)) 微结的に吸る。吸収されば短駆した針異発生された事情能を除させま
	1 1 1 2 1	(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
	ケガを被った所定の 部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。
	後遺障害	・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。 対象 治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復
		できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
	誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
さ		
	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取 得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額と なる場合があります。
	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払限度日数	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。
		適用される保険金の名称
		・傷害入院保険金・傷害通院保険金
	支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。 適用される保険金の名称
		・傷害入院保険金・傷害通院保険金
1	酒気帯び運転	**************************************
	石刈市の進料	追路父趙法第65条(酒気帝の連転寺の祭止)第 頃に定める酒気を帝のた状態で自動単寺※を連転する。 とをいいます。
	工作	
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療 行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整 復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療※に該当する診療行為(*2)
		(*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、 医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (*2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘 出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、
	乗用具	点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。 自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
	先進医療	手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
	その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
		The state of the s

	用語	説明
た		
	治療	医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
	溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する 次のいずれかの感染症をいいます。 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症(*) (*)指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づき一類感染症、二類感染症は三類感染症に適用される規定と同程度の規定を 第114年またが形々の定められていません。
な		準用することが政令で定められている場合に限ります。
-6	入院	自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
は		
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および 戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
	発病	医師※が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて 発見されることをいいます。 (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
	病気	被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
ま		
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご注意事項(必ずお読みください)

ご加入にあたっての注意事項

- ●この保険は小田急グループ共済組合が保険契約者となる団体契約です。
 - 被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ●お申込人となれる方は小田急社友会の会員本人に限ります。
- ●個人型の場合、この制度で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、小田急社友会の会員(本人)およびその家族 (配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。
 - (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- ●夫婦型の場合、この制度で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、小田急社友会の会員(本人)およびその配偶者です。
 - (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ●<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解 約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。

- ●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
 - 損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ●「同種の危険を補償する他の保険契約等」(*)がある場合は、加入申込票の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。
 - (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

●保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡(連絡先は16ページ参照)

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ○引受保険会社所定の保険金請求書 ○引受保険会社所定の同意書 ○事故原因・損害状況に関する資料
- ○被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- 〇引受保険会社所定の診断書 〇診療状況申告書 〇公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ○死亡診断書 ○他から支払われる損害賠償金·保険金、給付金等の額を確認する書類
- ○損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ○引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
 - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
- (*)法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

- (*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- ●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に 引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払わ れた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- ○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える 場合
- ○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- ○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご 確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料:保険料払込方法
- 2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆	さまがご確認ください。
	加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
	「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
	*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うこと
	があります。
	または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
	よたは、事前に11つ日とでいると1台に訳がいないことでに確認いったとのようには、
	加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
*ご	加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不
<u>要</u>	<u>となります。</u>
2以	し下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。
	◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
	被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか?
1	牧 木 火 1 1 火

- 3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
 - ・この保険制度に新規加入される場合
 - ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
 - ・既にご加入されているがご継続されない場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)をご覧ください。

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって 定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保 険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契 約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。 なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

可じていてのでのです。以上には、このことの、これで、こ					
	被保険者の範囲				
加入タイプ	(○:被保険者の対象	一:被保険者の対象外)			
	本人(*2)	配偶者			
本人型	0	_			
夫婦型(*1)	0	0			

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a)本人(*2)
	(b)本人(*2)の配偶者
	(c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶
	者の6親等内の血族および3親等内の姻族)
	(d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその
	配偶者の未婚の子)
	(e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方
	の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者
	を監督する方(*3)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

- (*1)夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。
- (*2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*3)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本別冊1ページ~6ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額本別冊1ページ~6ページをご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本別冊1ページ~6ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本別冊1ページ~6ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、 パンフレット記載の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、 お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票 の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって 定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保 険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契 約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は小田急グループ共済組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- ■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ●他の保険契約等(*)に関する情報
 - (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

- ■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
 - (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。 また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- ■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険 会社までご連絡ください。
- ■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
 - また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
 - (注)夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
 - a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。 b.この保険契約(*)を解約すること。
 - (*)保険契約
 - その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(MS&AD型)	自動車保険
日常生活賠償特約	日常生活賠償特約
団体総合生活補償保険(MS&AD型)	火災保険
携行品損害補償特約	自宅外家財特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により 保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

本別冊1ページ~6ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、 保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

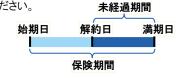
6. 失効について

ご加入後に、被保険者(夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。 ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

本別冊9ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本別冊11ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

〈代理店·扱者〉株式会社小田急保険サービス T E L :0120-15-1831

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

https://www.ms-ins.com/contact/cc/

こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く 0120-258-189(無料)

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。 「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



指定紛争解決機関「注意喚起情報」

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と 手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会 にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

> 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html